

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 66)

|      |   |       |   |   |   |
|------|---|-------|---|---|---|
| 納税地  |   | 法第    |   | 号 |   |
|      |   | 平成    | 年 | 月 | 日 |
| 法人名  |   |       |   |   |   |
| 代表者名 | 殿 |       |   |   |   |
|      |   | 税務署長  |   |   |   |
|      |   | 財務事務官 |   |   | ㊟ |

**堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅ろう建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

なお、この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結)事業年度から 至平成 年 月 日 までです。

記

| 申請の対象が連結子法人の場合  | 対象法人名 |   |
|-----------------|-------|---|
| 細目(個々の資産)・資産の種類 | 償却期間  | 月 |
|                 |       |   |
|                 |       |   |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。  
国税局長

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 61)

|      |   |       |   |   |   |
|------|---|-------|---|---|---|
| 納税地  |   | 法第    |   | 号 |   |
|      |   | 平成    | 年 | 月 | 日 |
| 法人名  |   |       |   |   |   |
| 代表者名 | 殿 |       |   |   |   |
|      |   | 税務署長  |   |   |   |
|      |   | 財務事務官 |   |   | ㊟ |

**堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅ろう建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

なお、この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度からです。

記

| 細目(個々の資産)<br>資産の種類 | 償却期間 |
|--------------------|------|
|                    | 月    |
|                    |      |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。  
国税局長

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 66)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法1323)は、償却可能限度額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目                            | 内 容                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 文                            | 「自 平成 年 月 日<br>至 平成 年 月 日」<br>の空白箇所には、堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「償却可能限度額を超えて行う償却開始事業年度」を記入する。<br>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。                                            |
| 申 請 の 対 象 が<br>連 結 子 法 人 の 場 合 | 対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。                                                                                                                                            |
| 調 査 担 当 者                      | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。 |
| 教 示                            | 「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の「国税局長」<br>表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。                                                                           |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 61)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法1323)は、償却可能限度額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 文       | 「自 平成 年 月 日<br>至 平成 年 月 日」<br>の空白箇所には、堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定決議書の「償却可能限度額を超えて行う償却開始事業年度」を記入する。<br>(追加)                                                                 |
| (新 設)     |                                                                                                                                                                   |
| 調 査 担 当 者 | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。 |
| 教 示       | 「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の「国税局長」<br>表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。                                                                           |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。